

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 7件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋設置低圧電源設備配電盤へのケーブル接続作業時、誤って当該盤警報回路に接続ケーブル端子部を接触させ警報発生に至る事象が認められたため、対応検討。	GⅡ	
2	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器C冷却管過流探傷検査において、減肉管理値外れの冷却管が37本、邪魔板部外面減肉の冷却管が12本認められたため、当該冷却管を交換。	GⅢ	
3	4号機	プラントバイタル静止型無停電電源装置の冷却空気取り込みフィルタにおいて、微量の汚染(福島第一原子力発電所からのフォールアウトの影響)が認められたため、当該フィルタを洗浄。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー蒸気溜A蒸気排水トラップ入口弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー蒸気溜A蒸気排水トラップ出口弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー蒸気溜A蒸気排水トラップ弁蓋部において、ピンホールが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
7	その他	一次水処理建屋 圧縮空気系サージタンクドレンの自動排水弁において、排水不良が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	